

(ウ) 土地利用基本計画による規制状況

土地利用基本計画は、国土利用計画法第 9 条の規定に基づき、国土利用計画を基本として策定されます。都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものです。

三重県土地利用基本計画（平成 22 年(2010 年)3 月変更）をもとに、みどりに関する土地利用の考え方を表 2.12 に、また地域区分が重複する地域における土地利用の調整指導方針を表 2.13 に整理します。

表 2.12 各地域区分のみどりに関する土地利用の考え方

地域区分	みどりに関する土地利用の考え方
都市地域	
市街化区域	緑地や水辺空間をネットワーク化に配慮しつつ確保
市街化調整区域	特定の場合を除き緑地等を保全
その他（用途地域内）	市街化区域の考え方に準ずる
その他（用途地域外）	環境及び農林地の保全に留意する
農業地域	
農用地区域	他用途への転用は原則行わない
その他（優良農地）	他用途への転用は避けるよう努める 農業以外の土地利用計画がない場合は原則として転用しない
その他	農業以外の土地利用計画との調整が可能
森林地域	
保安林	他用途への転用は行わない
その他（機能の高い森林）	極力他用途への転用を避ける
その他	公益的機能の低下防止に十分考慮する
自然公園地域	
特別保護地区	景観の厳正な維持をはかる
特別地域	開発行為は極力避ける
その他	大規模な開発や風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避ける
自然保全地域	
特別地区	自然環境の状況に対応した適正な保全をはかる
その他	原則として土地の利用目的を変更しない

注 1) 開発によりみどりが失われる可能性の比較的高い地域

注 2) 開発によりみどりが失われる可能性のある地域

注 3) 原則としてみどりは保全される地域

表 2.13 地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

重複地域	優先事項
都市地域と農業地域	
市街化区域及び用途地域以外と農用地区域	農用地としての利用
市街化区域及び用途地域以外と農用地区域以外	農業上の利用との調整をはかりながら、都市的な利用を認める
都市地域と森林地域	
都市地域と保安林	保安林としての利用
市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域	都市的な利用を優先するが、緑地の保全につとめる
市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林以外の森林地域	森林としての利用との調整をはかりながら都市的な利用を認める
都市地域と自然公園地域	
市街化区域と自然公園地域	自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整をはかりながら、都市的な利用をはかっている
市街化調整区域と特別地域	自然公園としての保護及び利用
市街化調整区域と特別地域以外の自然公園地域	両地域が両立するよう調整
都市地域と自然保全地域	
市街化調整区域と特別地区	自然環境としての保全
市街化調整区域と特別地区以外の自然保全地域	両地域が両立するよう調整
農業地域と森林地域	
農業地域と保安林	保安林としての利用
農用地区域と保安林以外の森林地域	農用地としての利用 (森林としての利用も認める)
農用地区域以外の農業地域と保安林以外の森林地域	森林としての利用 (農業上の利用も認める)
農業地域と自然公園地域	
農業地域と特別地域	自然公園としての保護及び利用
農業地域と特別地域以外の自然公園地域	両地域が両立するよう調整
農業地域と自然保全地域	
農業地域と特別地区	自然環境としての保全
農業地域と特別地区以外の自然保全地域	両地域が両立するよう調整
森林地域と自然公園地域	両地域が両立するよう調整
森林地域と自然保全地域	両地域が両立するよう調整

注 1) 開発によりみどりが失われる可能性の比較的高い地域

注 2) 開発によりみどりが失われる可能性のある地域

注 3) 原則としてみどりは保全される地域

(エ) 土地利用基本計画と土地利用の変遷

前項で整理した土地利用基本計画と土地利用変遷がどのような関係にあるか、国土数値情報の土地利用細分メッシュデータを用いて確認しました。合わせて、現行計画で保全すべき緑地として位置付けられていた里山の状況確認と、開発により失われる可能性のあるみどりを把握しました。➤

みどりの減少は、土地利用基本計画から読み取れる「開発によりみどりが失われる可能性のある地域」において起きていることが分かり、こうした地域では、今後もみどりが失われていく可能性を有しています。

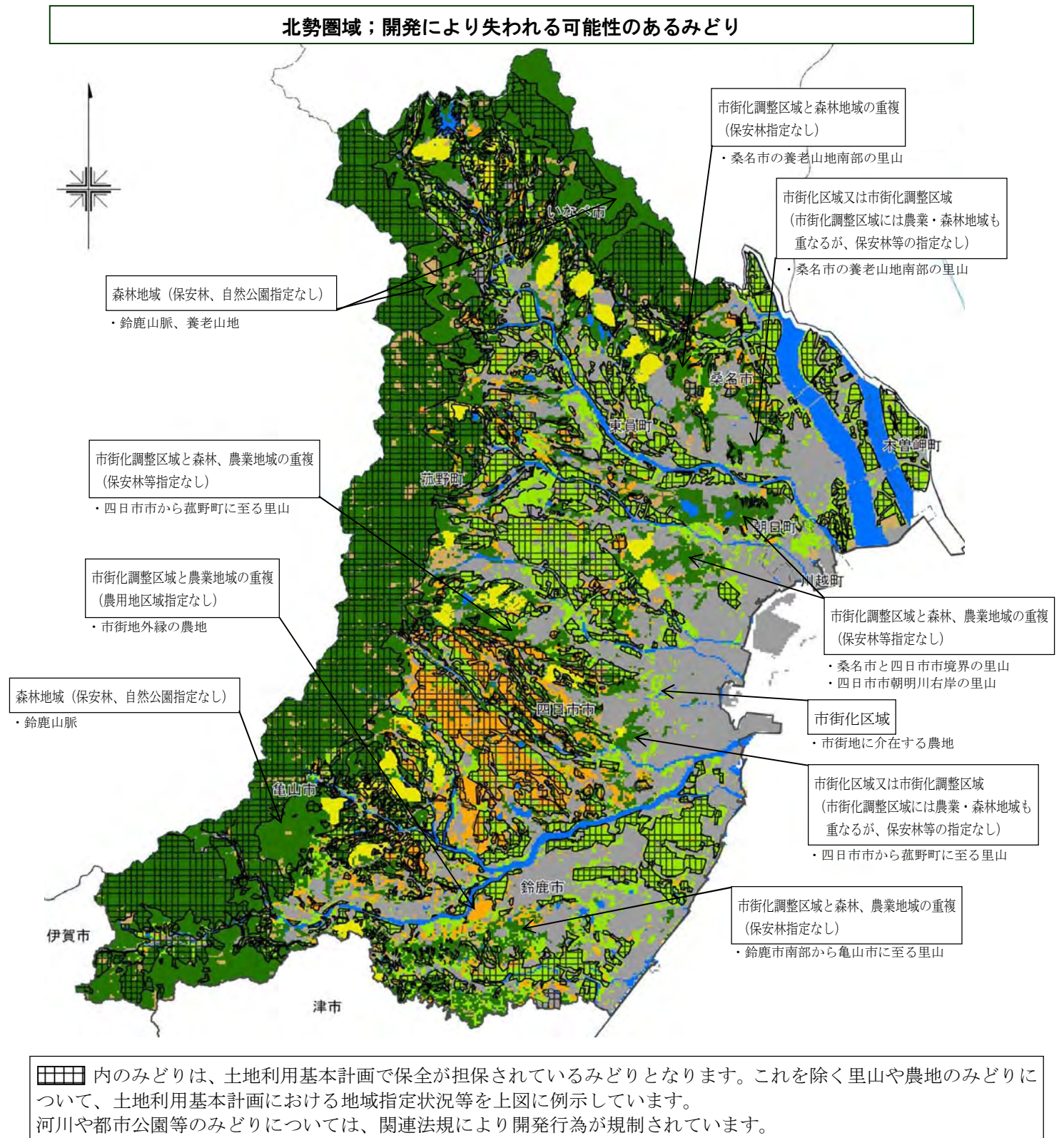
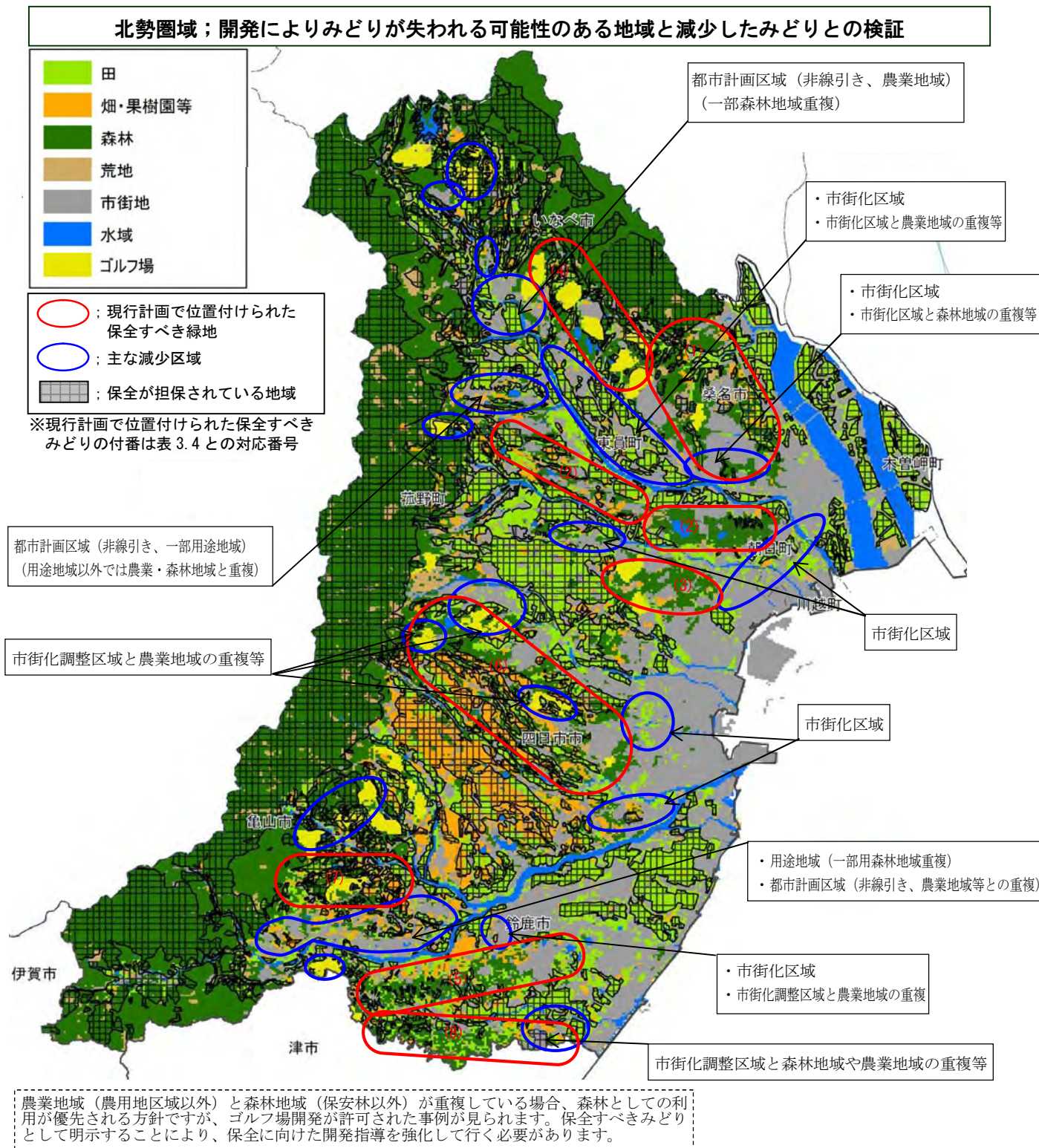
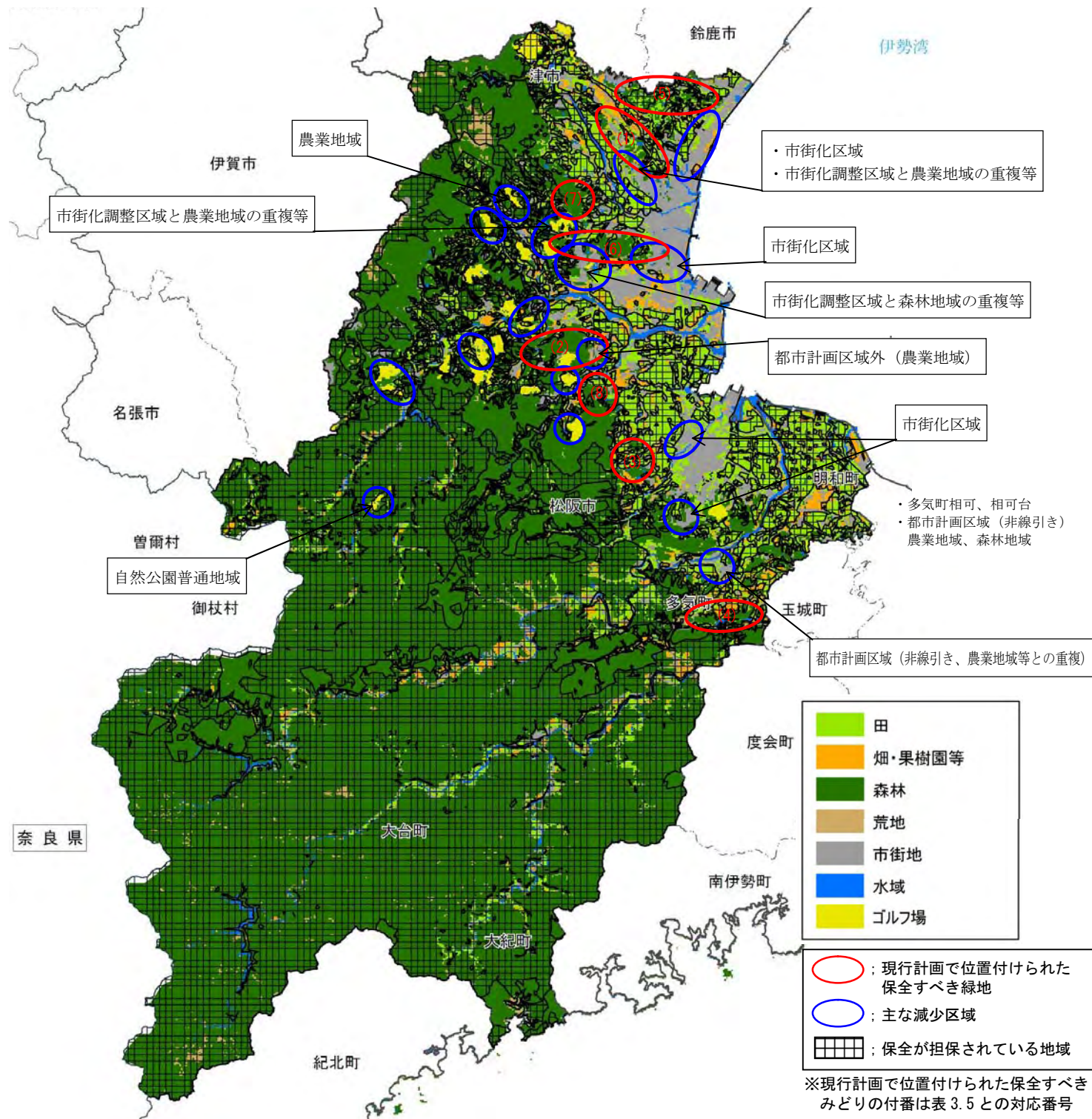
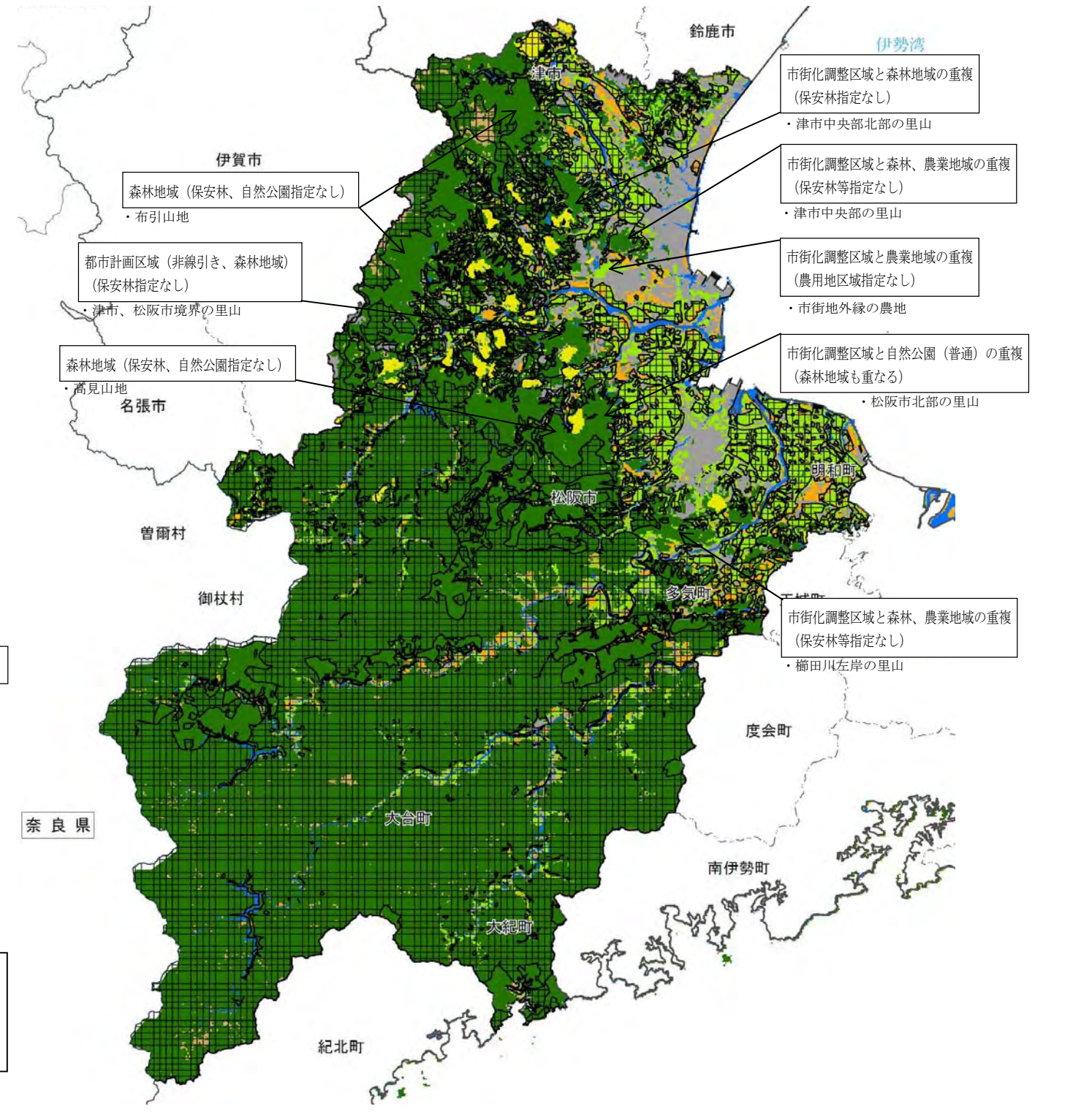


図 2.26 開発により失われる可能性のあるみどり（北勢圏域）

中南勢圏域；開発によりみどりが失われる可能性のある地域と減少したみどりと検証



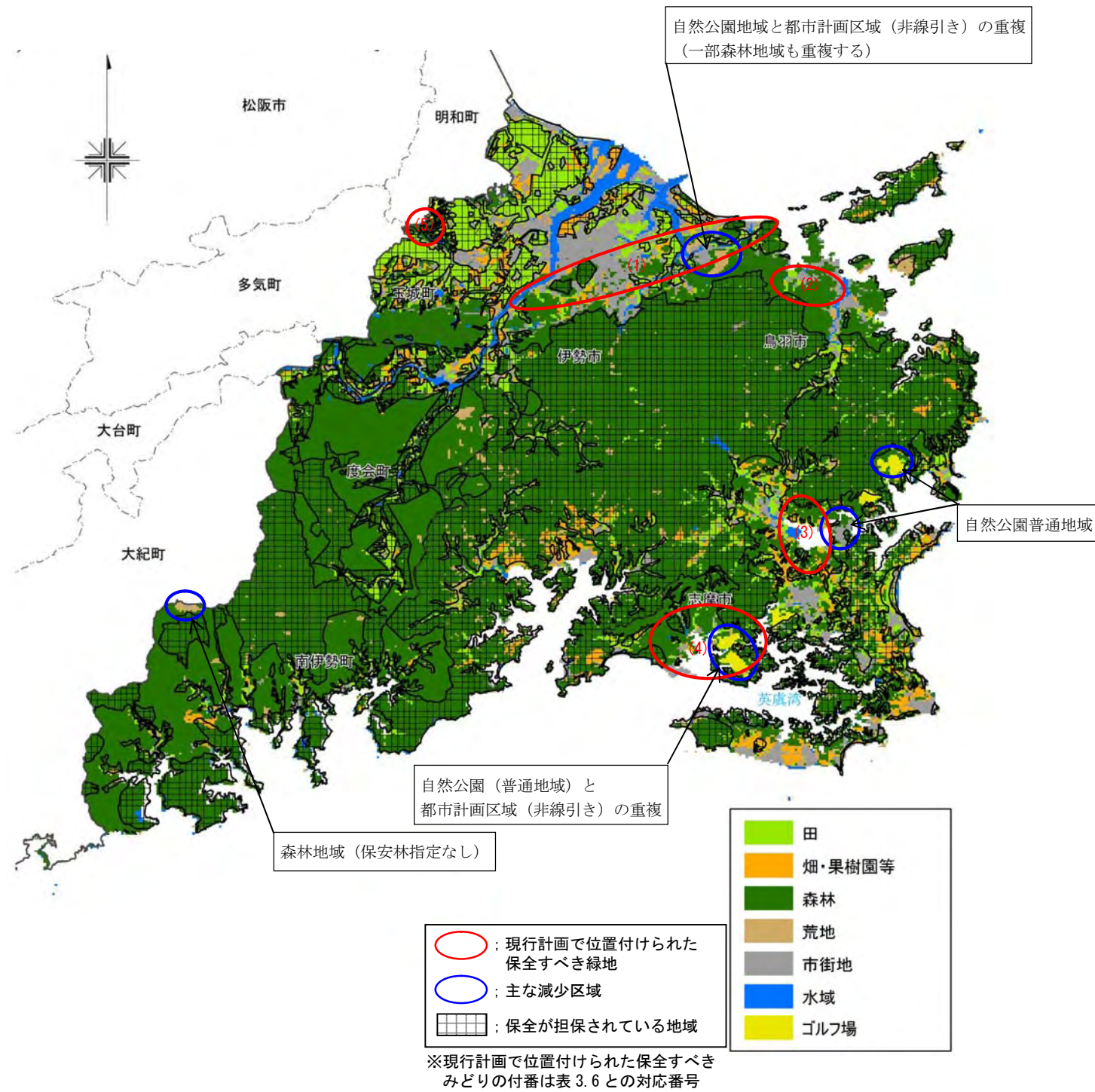
中南勢圏域；開発により失われる可能性のあるみどり



■ 内のみどりは、土地利用基本計画で保全が担保されているみどりとなります。これを除く里山や農地のみどりについて、土地利用基本計画における地域指定状況等を上図に例示しています。河川や都市公園等のみどりについては、関連法規により開発行為が規制されています。

図 2.27 開発により失われる可能性のあるみどり（中南勢圏域）

伊勢志摩圏域；開発によりみどりが失われる可能性のある地域と減少したみどりとを検証



伊勢志摩圏域；開発により失われる可能性のあるみどり

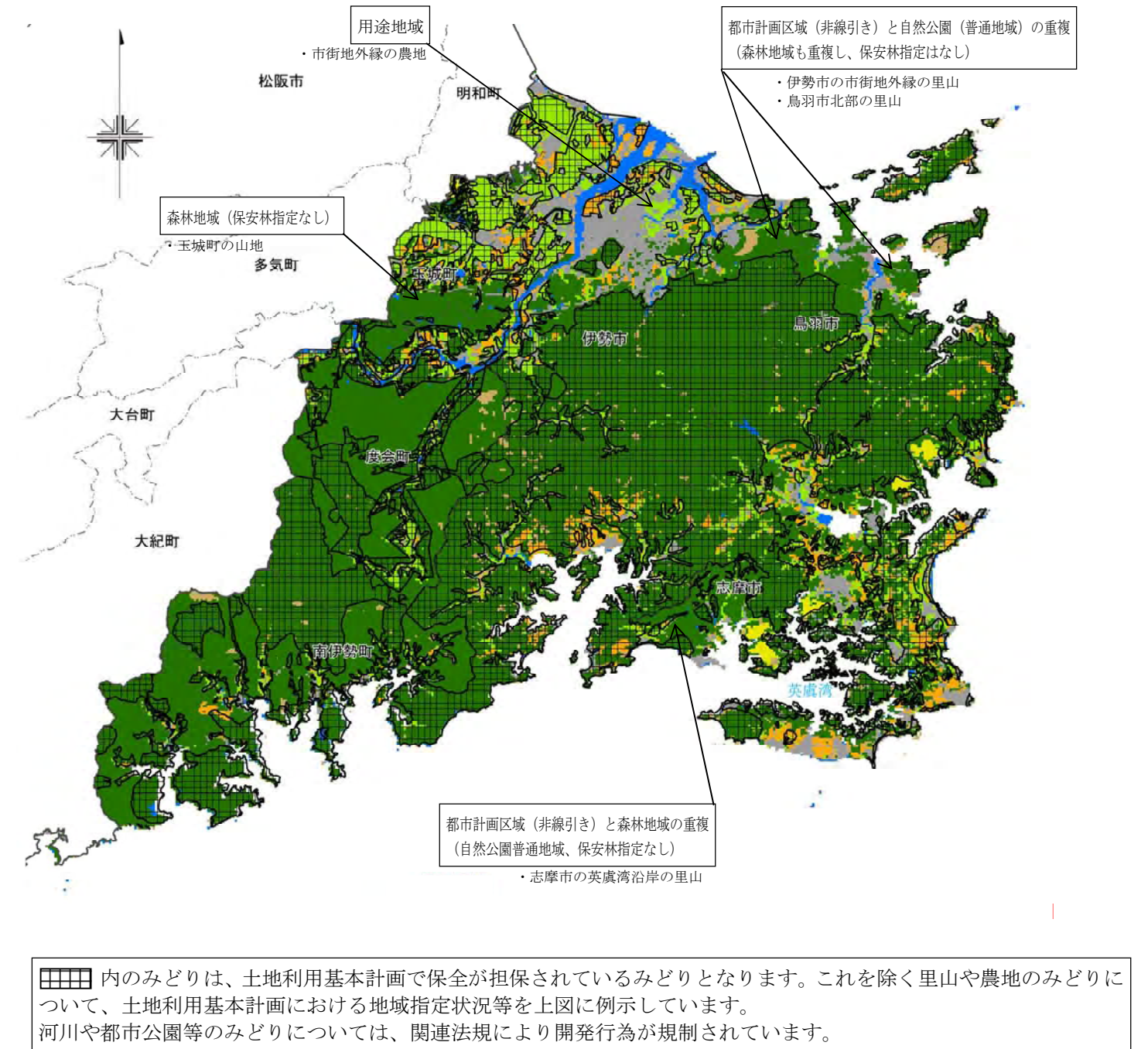
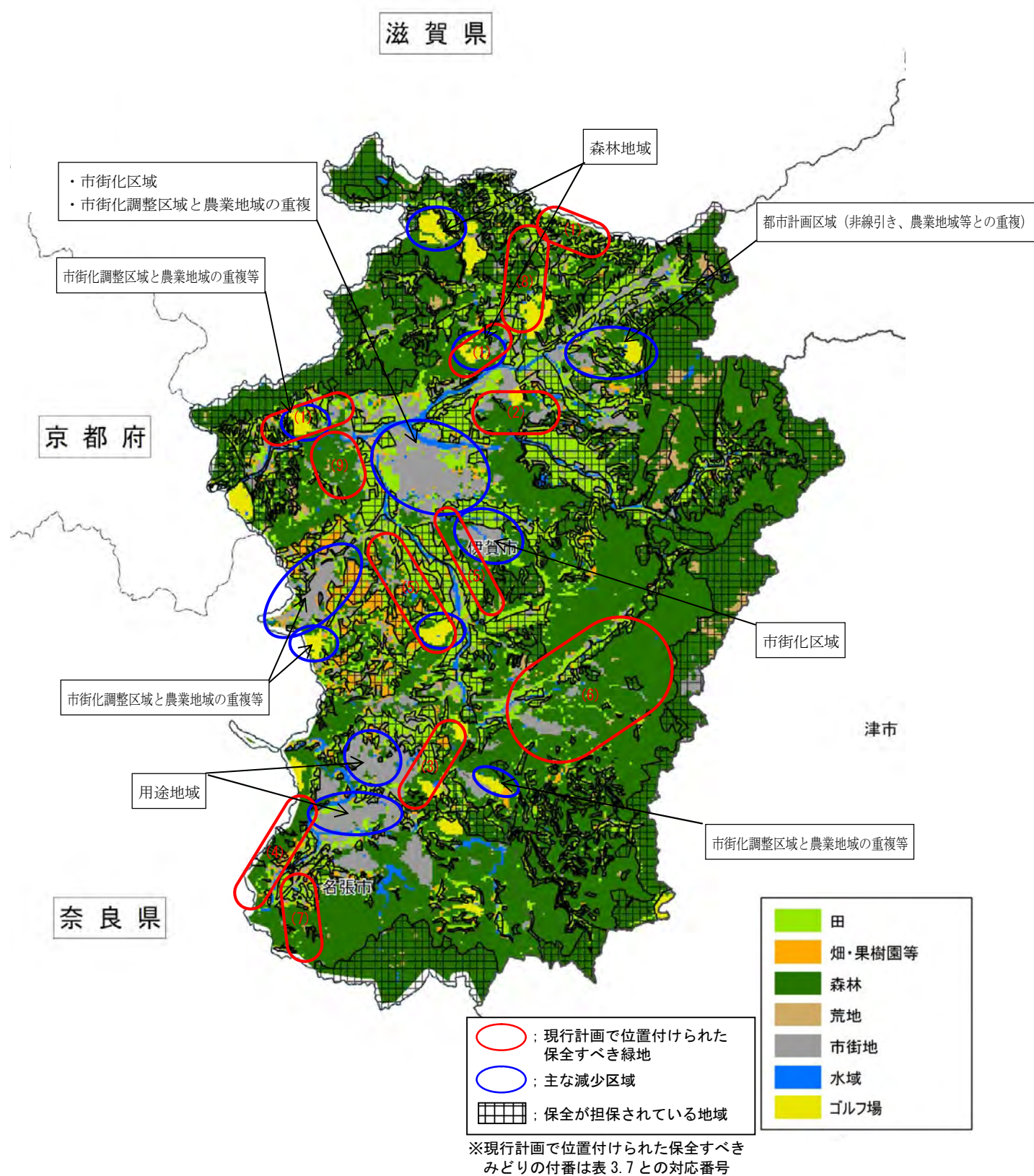


図 2.28 開発により失われる可能性のあるみどり（伊勢志摩圏域）

伊賀圏域；開発によりみどりが失われる可能性のある地域と減少したみどりとを検証



伊賀圏域；開発により失われる可能性のあるみどり

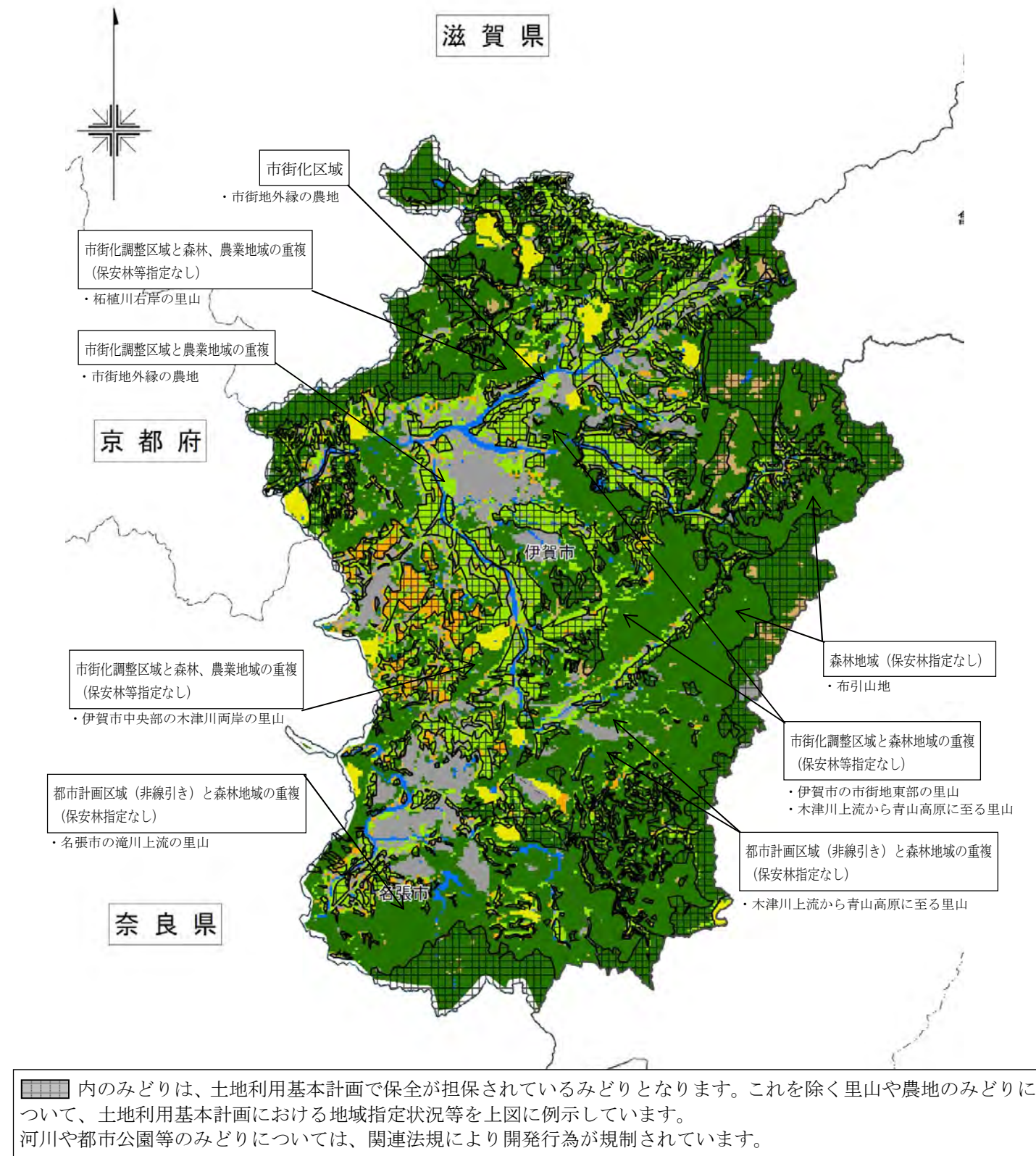
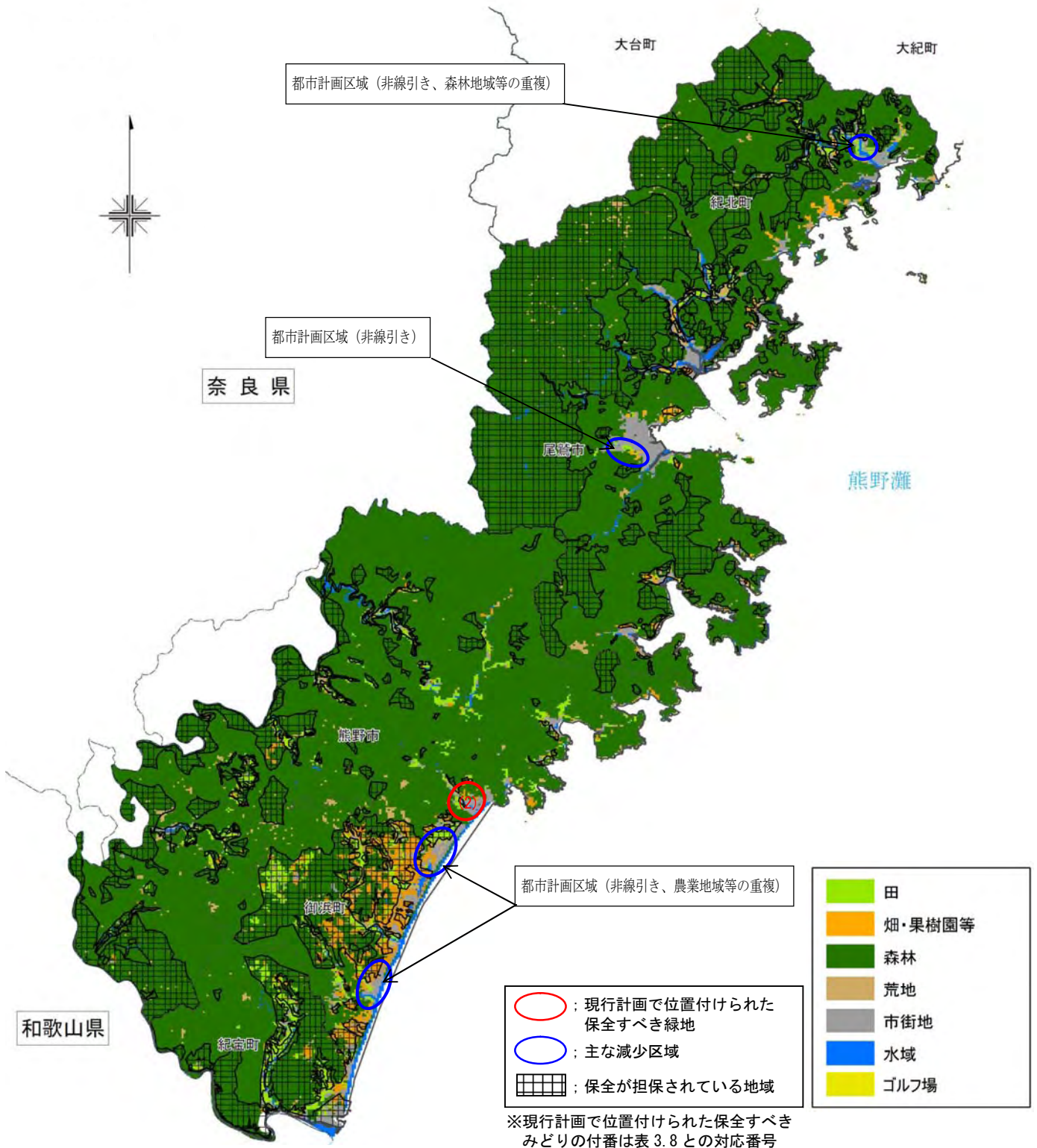


図 2.29 開発により失われる可能性のあるみどり（伊賀圏域）

東紀州圏域；開発によりみどりが失われる可能性のある地域と減少したみどりとの検証



■開発により失われる可能性のあるみどり

法規制で保全が担保されている山や丘陵が比較的小さいとも捉えられますが、地形的な制約から保全は担保されていると考えられます。また、特徴的な景観要素となっている果樹畑等の農地の多くも農用地区域指定により担保されている状況です。

図 2.30 開発により失われる可能性のあるみどり（東紀州圏域）

イ 保全が担保されているみどりの状況

原則としてみどりが保全される地域のうち、保安林や特別地域以上の自然公園の状況について、現行計画の策定時に参照していた平成 8 年度（1996 年度）の状況と平成 19 年度（2007 年度）の状況を比較します。

森林面積は県土の約 65%を占めている状況の中、保安林面積は増加が見られるものの、県土に占める割合は 20%に満たない状況です。また、特別地域以上の自然公園については微増に留まっています。

表 2.14 法的な保全対象となるみどりの面積と比率

	県土面積 (ha) A	森林		主な保全区域（重複分含む）					
				保安林		自然公園 (特別地域以上)		風致地区	
		面積 (ha) B	面積比 (%) B/A	面積 (ha) C	面積比 (%) C/A	面積 (ha) D	面積比 (%) D/A	面積 (ha) E	面積比 (%) E/A
平成 8 年度 (1996 年度) (a)	577,373	376,041	65.1	99,272	17.2	49,761	8.6	3,639	0.6
平成 19 年度 (2007 年度) (b)	577,717	373,205	64.6	114,496	19.8	53,119	9.2	3,629	0.6
増減 (b) - (a)	344	-2,836	-0.5	15,224	2.6	3,358	0.6	-10	0

県土面積 データ出典：全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）

森林面積、保安林面積及び自然公園面積 データ出典：

平成 8 年度版 森林・林業統計書、平成 19 年度版 森林・林業統計書（三重県）

風致地区面積 データ出典：

平成 9 年(1997 年)都市計画年報、平成 20 年(2008 年)都市計画年報（(財)都市計画協会）

ウ 用途地域における緑地率の現況

圏域毎の既成市街地におけるみどりの状況として、自然環境保全基礎調査（第 6 回、7 回録の基礎調査、平成 11～19 年度（1999～2007 年度）、環境省）による植生調査 GIS データ等を基礎情報とし、緑地率を把握しました。ここでの既成市街地とは、住居、商業、工業系土地利用の集中する用途地域が定められた土地のことを指します。

「緑の政策大綱」（平成 6 年（1994 年））や社会資本整備審議会・公園緑地小委員会（平成 19 年（2008 年））において、良好な都市環境を維持増進していく観点から、市街地において持続性のある「みどり」の割合をおおむね 30%以上確保することが目標として示されています。

しかし、名古屋大都市圏に位置するなど比較的開発圧力が大きく、市街地の拡大が進んできた北勢圏域や中南勢圏域では、緑地率が低い状況になっています。

表 2.15 用途地域の緑地率

	北勢圏域	中南勢圏域	伊勢志摩圏域	伊賀圏域	東紀州圏域	合計
A 緑地面積を計測した面積 (ha)	17,917	7,230	2,965	2,627	72	30,811
B 緑地面積 (ha)	2,755	1,260	897	651	26	5,589
C 開放水域を除く緑地面積 (ha)	2,525	1,128	801	626	26	5,106
D 緑地率(B/A) (%)	15.4	17.4	30.3	24.8	36.2	18.1
(C/A) (%)	(14.3)	(15.9)	(27.9)	(24.0)	(36.2)	(16.6)

注1) 自然環境保全基礎調査ではカバーできていないエリアがあるため、その部分については各市町による都市計画基礎調査により補足しています。いずれのデータもカバーしていない箇所が部分的にあり、その部分は緑地率に反映されていません。（緑地面積を計測した面積＝用途地域の面積）

注2) 東紀州圏域では、御浜町に用途地域が指定されていますが、尾鷲市や熊野市等では用途地域が定められていません。整理した緑地率 36.2%はこの限られた地域内の数字です。

注3) 「開放水域」とは、河川や池沼等で、抽水植物や沈水植物等による植生が成立していない水域・水面を指します。

市街地のみどりを保全する制度に風致地区制度があります。この制度は、宅地開発等の際に一定程度の緑地保全の効果が期待できます。県内の風致地区制度の運用状況について、平成 22 年（2010 年）10 月、多気町において 2 地区（約 209ha）が新たに都市計画決定されました。

表 2.16 都市計画区域における風致地区の面積と比率

	都市計画区域面積 (ha) A	風致地区面積 (ha) B	風致地区面積比 (%) B/A
1996 年度 (a)	194,580	3,639	1.9
2007 年度 (b)	203,093	3,629	1.8
増減 (b)－(a)	8,513	-10	-0.1

都市計画区域面積及び風致地区面積 データ出典：

平成 9 年（1997 年）都市計画年報、平成 20 年（2008 年）都市計画年報（（財）都市計画協会）

エ 都市公園整備の状況

(ア) 都市公園の整備量

三重県では、平成8年度(1996年度)の都市計画区域人口一人当たりの都市公園[※]面積は6.68㎡/人ですが、平成20年度(2008年度)には9.22㎡/人となり、着実に増加しています。

しかし、都市公園法施行令第1条による都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準値：10㎡/人以上、また国の都市計画中央審議会答申(平成7年(1995年)7月)で示される都市公園の目標量：20㎡/人と比較して、県全体の状況はこれらの数値を下回っています。さらに、圏域により数値格差が生じている状況にあります。

※都市公園：住区基幹公園、都市基幹公園、大規模公園、特殊公園、国営公園、緩衝緑地、都市緑地、緑道

表 2.17 都市公園整備の状況

	都市公園の開設面積 (ha)	都市計画区域内人口 (千人)	一人当たりの 都市公園面積 (㎡/人)
平成8年度	1,076	1,611	6.68
平成20年度	1,541	1,671	9.22

表 2.18 都市公園整備の状況(圏域別)

		北勢 圏域	中南勢 圏域	伊勢志摩 圏域	伊賀 圏域	東紀州 圏域
平成 8 年度	都市計画区域人口(千人)	767	216	400	171	57
	都市公園の開設面積(ha)	511.10	120.24	239.72	119.62	85.71
	一人当たりの都市公園面積(㎡/人)	6.66	5.57	5.99	7.00	15.04
平成 20 年度	都市計画区域人口(千人)	819	423	207	171	51
	都市公園の開設面積(ha)	721.45	321.92	204.43	187.61	105.42
	一人当たりの都市公園面積(㎡/人)	8.81	7.61	9.88	10.97	20.67
平成 20 年度 (補 正 値)	都市公園の開設面積(ha) (補正值)	716.31	351.88	219.08	199.72	53.82
	一人当たりの都市公園面積(㎡/人) (補正值)	8.75	8.32	10.58	11.68	10.55

平成8年度(1996年度)データ出典：三重県広域緑地計画報告書(三重県)

平成20年度(2008年度)データ出典：三重県集計資料

注1) 一人当たりの都市公園面積＝都市公園の開設面積÷都市計画区域内人口

注2) 平成20年度(2008年度)補正值は、国営木曾三川公園及び熊野灘臨海公園の誘致圏は圏域内だけではなく、他圏域にも及ぶことに配慮し、これらの開設面積を誘致圏内に振り分けた数字です。以降では、この数字を現状値として使用します。

国営木曾三川公園誘致圏；中南勢・伊勢志摩・伊賀圏域を誘致圏に含む。

熊野灘臨海公園誘致圏；中南勢・伊勢志摩・伊賀圏域を誘致圏に含む。

(イ) 歩いていけるみどりのネットワーク率

社会資本整備重点計画（平成 21 年(2009 年)3 月閣議決定、計画期間：平成 20～24 年度(2008～2012 年度))において、「少子高齢社会に対応したバリアフリー化・子育て環境の整備によるユニバーサル社会の形成」が重点目標の一つとなっています。これに対応するよう、歩いていける身近な場所において様々な規模の公園・緑地等の整備を計画的に推進することが求められており、「歩いていける身近なみどりのネットワーク率※」の向上がその指標とされています。

表 2.19 歩いていけるみどりのネットワーク率の状況（平成 20 年（2008 年）、参考値）

圏域	市町	H20 年現状値(%)	全国及び中部ブロックの目標水準
北勢圏域	桑名市	49	<ul style="list-style-type: none"> ・全国 66%（平成 19 年(2007 年)） →70%（平成 24 年(2014 年)） 「社会資本整備重点計画」より（平成 21 年(2009 年)3 月）
	東員町	129	
	四日市市	38	
	鈴鹿市	56	
中南勢圏域	津市	80	<ul style="list-style-type: none"> ・中部ブロック 58%（平成 19(2007 年)） →60%（平成 24(2014 年)） 「中部ブロックの社会資本の重点整備方針」より（平成 21 年(2009 年)8 月）
	松阪市	57	
伊勢志摩圏域	伊勢市	60	
	鳥羽市	63	
伊賀圏域	伊賀市	46	
	名張市	67	
東紀州圏域	データなし		

※「歩いていける身近なみどりのネットワーク率」

1k m²を 1 住区とし、標準面積 0.25ha の小規模な公園・緑地が 4 箇所、標準面積 2.0ha の中規模な公園・緑地が 1 箇所、標準面積 4.0ha の大規模な公園・緑地が 0.25 箇所整備された状態（様々な規模の公園・緑地が体系的に配置された住区モデル）を 100%とした指標。

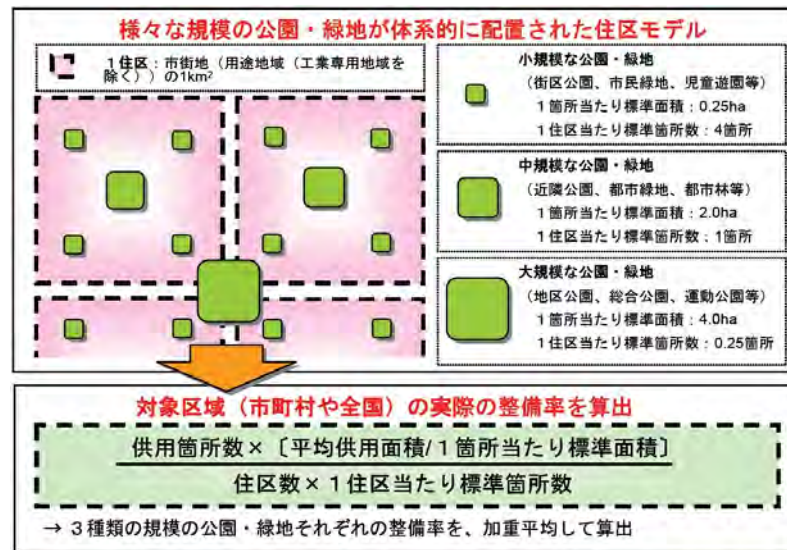


図 2.31 歩いていける身近なみどりのネットワーク率算出の考え方
出典：国土交通省 HP

東南海地震等への脅威が高まる中、日常の生活圏（概ね 2km 圏域）における防災拠点の確保は重要な課題となっています。

身近な都市公園は、小学校等と連携して下記のような防災上の役割を担うことができ、日常の生活圏に適切に配置していくことで、防災性の向上につながります。

したがって、「歩いていける身近なみどりのネットワーク率」の観点は、都市の防災性向上の面からも着目すべき指標と捉えられます。

[身近な防災公園の主な役割]

- ・ 一次(時)避難地（一時的に集合して様子を見る場所、集団を形成する場所、住民による安否確認の場所、帰宅困難者の緊急避難生活の場所）
- ・ 自主防災活動拠点（住民自治による初動救援活動の場）
- ・ 消防・救援活動拠点（消防応援・災害ボランティアの展開、救援物資の配布）
- ・ 消防(救急)活動拠点（消防団の展開等）
- ・ 復旧・復興活動拠点（復旧資材の中継地・応急仮設住宅の建設用地）

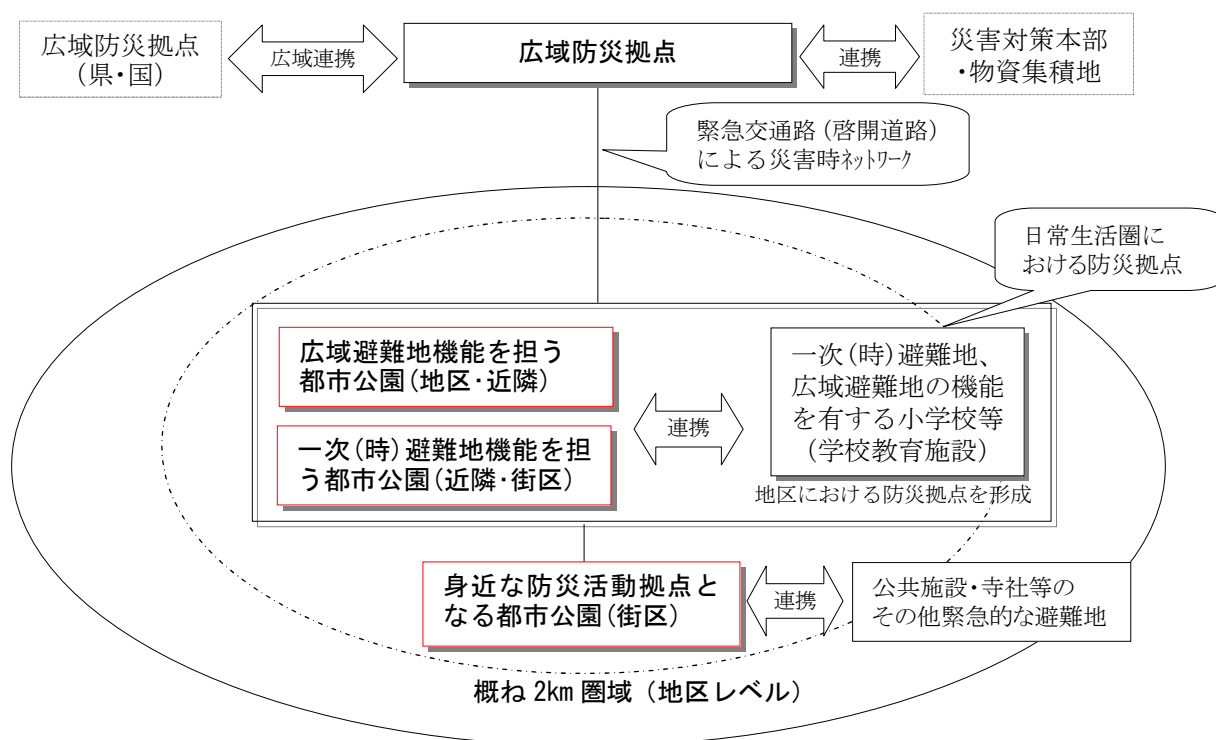


図 2.32 防災機能を有する都市公園の配置モデル

オ 緑の基本計画策定状況

三重県の各市町が策定している「緑の基本計画」について下表に整理します。策定率は都市計画区域を有する市町の48%となっています（合併市町の重複計画は1件扱い）。近隣府県での緑の基本計画策定率は、愛知県98%、岐阜県40%、滋賀県38%、京都府77%、奈良県50%、和歌山県13%となっています。

なお、四日市市^{※1}及び伊勢市では現在見直し作業を進めています。

表 2.20 緑の基本計画策定状況

市町	計画期間	基本理念（テーマ）	主な目標値（策定時現況値）
北勢圏域			
桑名市	H20～ H37	みんなで奏でる 「水と緑と歴史」の トライアングル	市街化区域における緑地割合： 20% (17.6) 都市公園の市民一人当たり面積： 8.5 m ² /人(6.1)
旧四日市市 ^{※1}	H14～ H32	地形と人が織りなす 水と緑の豊かなまち	市街化区域における緑地割合： 10% (9.1) 都市公園の市民一人当たり面積： 12 m ² /人 (8.8)
菰野町 ^{※1}	〃		市街化区域における緑地割合： 4.0% (3.1) 都市公園の市民一人当たり面積： 4.1 m ² /人(4.4)
朝日町 ^{※1}	〃		市街化区域における緑地割合： 4.4% (14.5) 都市公園の市民一人当たり面積： 6.4 m ² /人(0.9)
川越町 ^{※1}	〃		市街化区域における緑地割合： 5.6% (2.4) 都市公園の市民一人当たり面積： 2.0 m ² /人(0.2)
鈴鹿市	H18～ H37	緑あふれる 心やすらぐまち「すずか」	都市計画区域内の緑地率： 52.2% (52.2) 都市公園の市民一人当たり面積： 10 m ² /人(7.8)
中南勢圏域			
津市	H22～ H29	市民とともに 守り・育て・創りだす 緑あふれる美しい県都	市街化区域における緑地割合： 12% (11.4) 都市公園の都市計画区域人口一人当たり面積： 9.0 m ² /人(7.5)
旧松阪市	H10～ H22	自然・歴史・文化を結ぶ 「公園都市松阪」 をめざして	市街化区域における緑地割合： 約3割 (約1割) 公園の市民一人当たり面積： 40.3 m ² /人(13.9)
多気町	H21～ H37	緑と水に出会い、 うるおいのある生活が みのるまち	用途地域における緑地割合： 4.9% (4.9%) 都市公園の都市計画区域人口一人当たり面積： 26 m ² /人(0)
伊勢志摩圏域			
旧伊勢市	H16～ H35	みんなで守り、作り、育て そして次世代へ伝える 「緑のまち」伊勢	市街地の緑地率： 20%(16.1) 公園の市民一人当たり面積： 20 m ² /人(13.6)
志摩市	H21～ H42	私たちの財産 「志摩の水と緑」を 守り・創り・育てる まちづくり	市の緑地率： 現況維持 (約7割) 都市公園等の緑地： 整備の推進 ^{※2}
伊賀圏域			
旧上野市	H11～ H27	豊かな自然と 人々のふれあいが創る 新しい緑の上野	市街地の緑地率： 10.7%(-) 都市公園の市民一人当たり面積： 68.1 m ² /人(7.7)

※1 旧四日市市、旧楠町、菰野町、朝日町、川越町は、「四日市広域緑の基本計画」として共同策定。

※2 「基幹公園の整備と、街なかエリアにおける公園不足地区・防災上問題のある地区等の身近な公園の整備を進めます」と整理。